令和元年6月６日

社会福祉法人ユームツ会

理事長　宮里　不二雄

**入札参加者募集の公示**

1　　工事概要等

　（1）工事名　　障害者総合支援施設青潮園外壁及び屋上等塗装改修工事

　（2）工事場所　　宮古島市平良字下里2632-1

　（3）工事概要　　障害者総合支援施設青潮園外壁及び屋上等塗装改修工事

　　　　　　　　　　　　（外壁・屋根・軒下・屋上・階段・バルコニー・避難用滑り台）

　（4）工　期　　　　入札落札日～令和元年1１月3０日（土）

2　　入札資格者

　（1）地方自治法施行令大167条の4項第1項に定める要件に 該当しない者

　（2）沖縄県及び宮古島市入札参加停止要綱に基づく指名停止処置を 受けていないこと

　（3）沖縄県及び宮古島市共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けていないこと

　（4）建築一式工事について建設業法第3条に規定による許可を受けて いる者

　（5）正常な一般競争入札の執行を妨げる行為を行わず及び行う恐れのない者

　（6）当法人の理事長又は理事もしくはこれらの親族（6親等以内の血族、配偶者または3親等以内の姻族）が役員についている業者など、当法人理事長または理事が特別の利害関係を有する業者でない者

　（7）過去3か年の法人税、所得税及び消費税（地方消費税を含む）を滞納していない者

　（8）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項または第2項の規定による再生手続開始の申し立てをしていない者又はなされていない者

　（9）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という）に係る同法による改正前の会社更生法昭和27年法律第172号、以下「旧法」という）（第30条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申し立てを含む。以下「更生手続き開始申し立て」という）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者

（10）直近3か年の決算書において、経常損失がなく、債務超過が発生していないこと

3　　応募の手続き

　（1）入札参加申請書の配布及び受付期間

　　　令和元年6月6日(木)　～　令和元年6月17日(月)17時

　　　申請書等の様式は当法人のホームページからダウンロードの上、使用してください

　　　ホームページアドレス　<http://ooshioen.web.fc2.com/>

　（2）入札参加申請書提出期限及び提出先

　　　提出期限　令和元年6月21日（金）17時必着で下記事務局まで郵送

　　　事務局　　〒906-0013　宮古島市平良字下里2632-1

　　　社会福祉法人ユームツ会青潮園工事事務局

　（3）参加資格の決定通知

　　　和元年6月28日（金）（FAXにて通知）

　（4）現場説明会、現地確認及び入札資料配布並びに場所

　　　令和元年7月1日（月）14時

　　　〒906-0013　宮古島市平良字下里2632-1

　　　障害者総合支援施設青潮園　会議室

　（5）質疑受付の方法及び期間

　　　令和元年7月1日（月）～　令和元年7月8日（月）12時（正午）まで

　　　　　　宛先：青潮園　下地勝男　　yumutsukai@gmail.com

　（6）質問回答日

　　　令和元年7月12日（金）

　　　メールにて回答とする

　（7）入札日及び入札場所

　　　令和元年7月17日（水）

　　　〒906-0013　宮古島市平良字下里2632-1

　　　障害者総合支援施設青潮園　会議室

　（8）落札者決定

　　　令和元年7月17日（水）

　（9）入札参加申請書及び提出書類

　　　本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の審査を

　　　受けなければならない

　　　①　入札参加申請書（様式1）

　　　②　会社概要（様式2）

　　　③　連絡票（様式3）

　　　④　商業登記簿謄本

　　　⑤　業務実績表（様式4）

　　　⑥　宣誓書（様式5）

　　　⑦　直近3事業年度分の貸借対照表、損益計算書、利益金処分計算書

　　　⑧　最近3年分の法人事業税、法人府民（県民）税及び消費税・地方消費税

　　　　　の納税証明書

4　　入札結果

　（1）入札結果の公表

　　　令和元年7月18日（木）

　　　ホームページにて公表　<http://ooshioen.web.fc2.com/>

　（2）その他

　　　①　本公告に示した参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を

　　　　　行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする

　　　②　入札参加者の選定に関して、一切の異議申し立ては認めないこととする